

指定管理者の候補者の選定に係る審査基準

審査基準及びその採点方法は、以下のとおりとする。

(1) 審査基準

事業計画の主な項目（別紙5）	評価項目	配点
—	1 価格審査（基準価格：12か月あたり45,000,000円）	30点
—	2 基本項目審査（下記のア・イ・ウ・エの項目の合計）	70点
—	ア 団体等に関する事項	(12点)
4 管理業務	① 施設の管理運営における業務遂行能力は十分と考えられるか	8点
1 管理運営の基本方針	② 同規模以上の同種又は類似施設の管理運営業務の実績があるか	4点
—	イ 管理運営に関する事項	(36点)
全体	③ 事業計画（提案含む）は具体的な内容となっており実現可能か	10点
全体	④ 効率的・効果的な運営への取組みが見られるか	3点
5 施設の適正な管理体制	⑤ 従事者（職員）の配置計画は適切か	6点
3 サービスの向上 5 施設の適正な管理体制	⑥ 利用者ニーズの把握方法は適切であり、サービスの向上が見込まれるか、利用者の安全配慮については適切か	6点
全体	⑦ 仕様にある多世代交流施策に則った運営を行えるか	8点
5 施設の適正な管理体制	⑧ 多世代に対する知識、理解向上のための研修計画は適切か	3点
—	ウ 経営・財務基盤に関する事項	(16点)
6 収支予算書	⑨ 収支予算（積算根拠）は明確で適切か	8点

5 施設の適正な管理体制 6 収支予算書	⑩ 継続的に安定した事業を行うことが可能か	8点
—	エ 地域等との連携（協働）に関する事項	(6点)
5 施設の適正な管理体制	⑪ 市及び地域等との連携及び公共性の担保についての考え方は適切か	3点
2 利用者の平等な利用の確保	⑫ 利用者から改善要求があった場合の考え方は適切か	3点
3 基本項目以外の審査		15点
5 施設の適正な管理体制	ア 情報管理、感染症対策、緊急時の対応や安全管理の方針	5点
5 施設の適正な管理体制	イ 福利厚生や労働安全衛生、環境保護姿勢や障がい者雇用及び子育て支援等への状況	5点
5 施設の適正な管理体制	ウ 社会貢献活動など付加価値的活動の状況	5点
計		115点

(2) 採点方法

① 価格審査

価格点の配点（30点）に基準価格（45,000,000円 ※指定期間中の指定管理料の総額を12か月あたりに割り戻したもの）に対する提案価格の比率に応じた係数を乗じたものを得点とします。

この係数は、基準価格と提案価格が同額である場合に0.6とし、基準価格に対する提案価格の比率が1%減少する都度、係数が1となるまで0.02ずつ加算します。

【計算式】

$$\text{配点} \times \{0.6 + 2 \times (1 - \text{提案価格} / \text{基準価格})\}$$

※「提案価格/基準価格」においては、小数点第3位以下切捨てこの計算を表で示すと次のとおりです。

基準価格に対する提案価格の比率	価格点の配点（満点）にかける係数	得点
80%以下	1.00	30.0点
81%	0.98	29.4点
82%	0.96	28.8点
～	～	～
98%	0.64	19.2点
99%	0.62	18.6点
100%	0.60	18.0点
100%超	失格	—

②価格審査以外

評価項目ごとに、以下の考え方で、4段階の評価点数をつけます。その上で、各評価項目の配点に以下の評価割合を乗じて得たものを得点とします。（小数第2位は四捨五入）

得点の考え方	評価点数（4段階）	評価割合
優れている	3	3 / 3
普通	2	2 / 3
優れているとはいえない（劣っている）	1	1 / 3
要求内容を満たしていない	0	0 / 3

③総合評価

総合評価は、選定委員会の委員が審査で採点した点数の平均（少数第2位で四捨五入）により行い、最も高い点数を獲得したものを指定管理者候補とし、2番目に高い点数を獲得したものを次点者とします。

最低基準点は、各委員の価格審査と基本項目審査の合計点数の平均が60点以上を満たすこととし、下回る場合は失格とします。

最も高い点数を獲得したものが二者以上あった場合は、くじ引きにより指定管理者候補者及び次点者を決めるものとし、また、2番目に高い点数を獲得したものが二者以上あった場合は、くじ引きにより次点者を決めるものとします。